

(仮称) 第 3 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画策定について

1 計画策定の概要

- 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として「第 3 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- 第 2 期に引き続き、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策の計画的な実施を目指すもの。
- また、これまで別の計画であった岩倉市子ども条例第 19 条の規定に基づく「岩倉市子ども行動計画」を、一体の計画として策定する。
- 計画策定にあたっては、子育て家庭への利用希望把握調査結果や子ども・子育て支援事業計画におけるこれまでの実績、岩倉市子ども行動計画、国の動向を勘案して、子どもを取り巻く現状と今後の施策・事業の方向を「岩倉市子ども・子育て会議」において検討を進める。

2 計画期間 第 3 期 2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度

3 計画策定の内容（予定）

（1）令和 5 年度

- ① 現状の分析と課題の整理
- ② 調査（ニーズ調査及び意識調査）の実施
- ③ 将来児童数・利用希望数（ニーズ量）などの推計
- ④ 調査結果報告
- ⑤ 岩倉市子ども・子育て会議の開催（3 回予定）
- ⑥ 子どもの意見を反映させるための企画及び実施

（2）令和 6 年度

- ① 現行計画の施策に関する分析、評価作業
- ② 目標量の検討・設定及び提供体制の検討
- ③ 計画素案の作成・検討
- ④ パブリックコメントの実施
- ⑤ 計画書の作成
- ⑥ 岩倉市子ども・子育て会議の開催（5 回予定）
- ⑦ 計画策定

4 調査について

(1) 概要

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用希望数（ニーズ量）の見込みを把握するため利用希望把握調査（ニーズ量調査）を実施するもの。

この調査結果をもとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、目標事業量、確保方策、整備計画などを計画に定める。

あわせて子どもの意見表明・参加や子どもの居場所づくりなど、子どもの権利を保障する視点から計画の目標と施策の方向をしめす岩倉市子ども行動計画のアンケート調査（意識調査）を行い、また、国においてこども大綱の策定が予定されているため、それらの動向を踏まえた調査票を目指すもの。

(2) 実施時期 令和5年10月頃を予定

(3) 対象

●ニーズ量調査

ア 就学前児童の保護者	約 2,100 件
イ 小学校1～5年生の児童の保護者	約 2,000 件

●意識調査

ウ 小学生、中学生、高校生(各1学年程度)	約 1,200 件
エ ウの保護者	約 1,200 件

(4) 実施方法

●ニーズ量調査

①就学前児童の保護者

- ア 市内の幼稚園、保育園、認定こども園に就園している世帯
幼稚園、保育園、認定こども園を通じて配布
- イ 市内の幼稚園、保育園、認定こども園に就園していない世帯
郵送による配布

②小学校1～5年生の児童の保護者 小学校を通じて配布

※回収はインターネット回収を予定している。

●意識調査

- ウ 小学生、中学生、高校生(各1学年程度)
小学生、中学生は小・中学校を通じて配布、高校生は郵送
- エ ウの保護者
小学生、中学生の保護者は小・中学校を通じて配布、高校生は郵送（ウに同封）

※回収はウの小学生、中学生は学校を通じて回収。高校生及びエ（ウの保護者）はインターネット回収を予定している。